

第16回統一地方選挙

投票日

神奈川県議会議員選挙・神奈川県知事選挙

4月8日(日)

葉山町議会議員選挙 4月22日(日)

投票時間 7時～20時

《投票できる人》

県議会議員・県知事選挙

◎年齢要件：昭和62年4月9日以前に

生まれた人

◎住所要件：平成18年12月29日までに

住民登録(転入届)をした人で、引き

続き3ヶ月以上町に住所を有する人

※平成18年12月30日以降に県内の市町

村から転入した人は、前の住所地で

できる場合があります。

※町から県外に転出した人は投票でき

ません。また、平成18年12月30日以

降に県内の市町村で転入の届出をし

た人は、新しい住所地では投票はで

きませんが、町で投票できる場合が

あります。

町議会議員選挙

◎年齢要件：昭和62年4月23日以前に

生まれた人

◎住所要件：平成19年1月16日までに

住民登録(転入届)をした人で、引き

続き投票日まで町に住所を有する人

《選挙公報》

◎配布の方法

朝日・読売・毎日・神奈川・東京・

産経・日経の7新聞へ折り込みます。

※7新聞の購読をされていない世帯の人は町選挙管理委員会までお知らせください。

また、町内の公共施設、スーパー、

銀行、商店などにも配置しますので

ご利用ください。

《期日前・不在者投票》

◎期日前・不在者投票のできる人

仕事、冠婚葬祭、レジャーなどのた

め投票日当日都合の悪い人。

◎期日前・不在者投票期間

県知事選挙

3月23日(金)～4月7日(土)

県議会議員選挙

3月31日(土)～4月7日(土)

町議会議員選挙

4月18日(水)～4月21日(土)

◎期日前・不在者投票時間

期間中・8時30分～20時

◎期日前・不在者投票の場所

消防庁舎1階 会議室

◎持参するもの

投票所入場券(お手元に届いてる場

合はご持参ください)

※他市町村で不在者投票をする場合

は、あらかじめ「投票用紙等請求書

(兼宣誓書)」で投票用紙を直接また

は郵便で請求してください。

※病院・施設などに入院・入所されてい

る人は、病院(指定病院)などの事務

局に申し出て手続をしてください。

《郵便等による不在者投票》

身体に重度の障害があり、次の要件

にあてはまる人は、あらかじめ手続き

を行うことにより、郵便等による不在

者投票ができます。

1 身体障害者手帳に次のいずれかの

障害が記載されている人

・ 両下肢、体幹移動機能の障害 1級・2級

・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、

直腸、小腸の障害 1級・3級

・ 免疫の障害 1～3級

2 戦傷病者手帳に次のいずれかの障

害が記載されている人

両下肢、体幹の障害 特別項症／第

2項症

内臓機能の障害 特別項症／第3項症

3 介護保険の被保険者証に要介護状態

区分が「要介護5」と記載されている人

◎代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる人

のうち、自ら投票の記載ができない者

として定められた要件に該当する人

は、あらかじめ町の選挙管理委員会に

届けた者(代理記載人)に投票に関する

記載をしてもらうことができます。

対象者は郵便等による不在者投票がで

る人のうち、次のいずれかに該当する人です。

1 身体障害者手帳に次の障害が記載

されている人

上肢あるいは視覚の障害 1級

2 戦傷病者手帳に次の障害が記載さ

れている人

上肢あるいは視覚の障害 特別項症

／第2項症

問合せ 葉山町選挙管理委員会

☎内線四四一

神奈川県議会議員選挙

立候補予定者事前説明会

平成19年4月8日(日)に行われる神

奈川県議会議員選挙の立候補予定者に

対して事前説明会を開催します。

日時 平成19年3月9日(金)14時から

場所 逗子市役所5階第6会議室

問合せ 葉山町選挙管理委員会

☎内線四四一

神奈川県特定不妊治療費助成事業

県では体外受精及び顕微授精(特

定不妊治療)による不妊治療を受診

したご夫婦に対して、治療費の助成

を行っています。県指定の医療機関

で治療を受けた人は、治療終了後早

めに申請してください。

対象 県内(横浜、川崎、横須賀、

相模原市を除く)に在住し、県指

定の医療機関で昨年四月から今年

三月に特定不妊治療を受けた人

(三月中に治療を終了した人が四

月に申請した場合は翌年度分とし

て助成します。)

所得制限 六五〇万円未満(夫婦合算

限度額 一年度あたり十万円(通算

五年度支給)

問合せ 鎌倉保健福祉事務所

☎〇四六七―二四―三九〇〇

全国春季火災予防運動

三月一日(木)～七日(水)

全国统一防火標語

『消さないで あなたの心の 注意の火』

全国山火事予防統一標語

『伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ』

三月一日から七日までの一週間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

この運動は火災が発生ししやすい時季を迎え、町民の皆さんに、防火防災に関する正しい知識と防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生・拡大を防止し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的に毎年実施しています。この運動を契機に、日ごろ忘れがちな火災に対する防火意識を思い起こし、住民・事業所・消防機関が一体となって火災をなくしましょう。

◆住宅防火

いのちを守る 七つのポイント

～三つの習慣・四つのポイント～

三つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

四つの対策

●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◆消火器の正しい知識を身につけましょう

消火器は初期消火に有効な力を発揮し、消火効力が十分に得られますが、日ごろの維持管理が不適切であったことにより、腐食し消火器が破裂するなど、重大な死傷事故も発生しています。

す。「いざ」という時に消火器を効果的に使用するため、また、消火器による事故を防ぐために、消火器の正しい知識を身につけましょう。

消火器の使い方

火災発見後の数分間がその後の被害の大小を決める重要なポイントとなります。消火器は初期消火に有効な力を発揮し、消火効力が十分に得られますので落ち着いて使用しましょう。

○屋外で使用する場合、風上から消火しましょう。

○火元から二～三メートル離れたところまで近づきます。

○低い姿勢で熱や炎を避けるようにして、徐々に近づきましょう。

○炎や煙にまどわされずに火元にノズルを向け、火の根本をゆっくり掃くように消火すると効果的です。

注意事項

消火器は、初期消火に適しています。が、炎が天井面に広がったら速やかに避難することが大切です！

消火器を置く場所

○誰もが見やすく、使いやすい所に置きましょう。

○消火器の寿命は、その保管場所によって大きく変わります。湿気の多い場所や日の当たる所を避け、転倒しないような工夫をしておきましょう。

消火器の点検

消火器の効果を発揮させるために、自主的に点検を行ってください。

○安全ピンが確実に付いていますか。

○容器やキャップに変形や錆・腐食はありませんか。

○ホースにつまりやひび割れはありませんか。

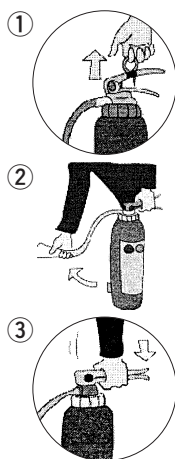
○圧力ゲージの付いているものは、圧力値を示す針が正常値(緑色の範囲内)を指していますか。

消火器の廃棄処理について

異常が認められた消火器や不要になった消火器を普通ゴミに出すことはできません。購入したお店や消火器メーカーなどに問合せください。

問合せ 消防本部

☎八七六一〇一一九(内線三三二)



安全ピンに指をかけ、上に引き抜きます。だきまき火元の近くで抜きましょう。

ホースの先端を握り、ホースを火元に向けてください。

レバーを強く握って噴射します。(力のない人は、消火器を地面に立て上から押し)